

# 吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号に定める書面)

本田技研工業株式会社  
株式会社本田技術研究所

## 吸収分割に係る事後開示書面

東京都港区虎ノ門二丁目2番3号  
本田技研工業株式会社  
代表執行役社長 三部 敏宏

埼玉県和光市中央一丁目4番1号  
株式会社本田技術研究所  
代表取締役社長 大津 啓司

本田技研工業株式会社（以下、「分割会社」という。）及び株式会社本田技術研究所（以下、「承継会社」という。）との間で締結した、2026年2月10日付吸収分割契約書（以下、「本件吸収分割契約書」という。）に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、吸収分割（以下、「本件吸収分割」という。）を行いました。本件吸収分割に関する事項は以下の通りです。

### 記

#### 1. 本件吸収分割が効力を生じた日

2026年4月1日

#### 2. 分割会社における法定手続の経過

##### (1) 吸収分割をやめることの請求

本件吸収分割は、分割会社において会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第784条の2の規定に基づく株主による差止請求の対象ではありません。

##### (2) 反対株主の株式買取請求手続

本件吸収分割は、分割会社において会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っていません。

##### (3) 新株予約権買取請求手続

分割会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続は行っていません。

##### (4) 債権者保護手続

分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に従い、2026年2月20日付で官報公告及び電子公告を行いました。申述期限までに同条第1項の規定による異議

申述を行った債権者はいませんでした

### 3. 承継会社における法定手続の経過

#### (1)吸収分割をやめることの請求

承継会社の株主は分割会社のみであるため、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく株主による差止請求はありませんでした。

#### (2)反対株主の株式買取請求手続

本件吸収分割は、承継会社において会社法第 796 条第 1 項本文に規定する略式吸収分割に該当し、かつ承継会社の株主は分割会社のみであるため、会社法第 797 条第 1 項による手続は行っていません。

#### (3)債権者保護手続

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2026 年 2 月 20 日付で官報公告及び電子公告を行いました。申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

### 4. 本件吸収分割により分割会社から承継会社が承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、2026 年 4 月 1 日をもって、分割会社から本件吸収分割契約書に記載された権利義務を、同契約書に従い承継致しました。

### 5. 会社法 923 条の変更の登記をした日

2026 年 4 月 13 日

### 6. その他本件吸収分割に関する重要な事項

該当事項はございません。

以上